

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第18号 財産の処分について撤回の件

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第18号財産の処分について撤回の件を議題といたします。

議案第18号財産の処分について、撤回理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 本定例会において提出しております議案第18号財産の処分について、撤回の理由を申し上げます。

本議案については、相手方の諸事情により仮契約済みである大槌町災害公営住宅譲渡契約書の解約の申出を受け、解約することとしたことから撤回するものであります。

諸事情に鑑み、撤回を許可いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号の財産の処分について、撤回を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。議案第18号財産の処分について、撤回を許可することに決定いたしました。

○

日程第2 報告第1号 「大槌町地域公共交通計画」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

今回の計画の変更は、令和4年4月から開始している大槌町乗合タクシーの実証運行を令和7年4月から本格運行へ移行いたします。

変更前の実証運行の内容を、変更後の本格運行の内容に改めるものであります。

令和7年度の本格運行の内容については、対象地域については記載の8地区、運行日

は火曜日から金曜日の週4日、運行便数は往路2便、復路3便の計5便であります。その他、運賃等については変更はありません。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

○

日程第3 報告第2号 「元気活きいき大槌21プラン（第3次）」の策定に係る報告
について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第2号「元気活きいき大槌21プラン（第3次）」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） それでは、内容について御説明いたします。

計画の3ページを御覧ください。

本計画は、健康増進法、食育基本法及び自殺対策基本法に基づく計画であり、健康増進計画と自殺対策アクションプラン、食育推進計画を合わせて一体的に作成するものがあります。

続きまして、5ページを御覧ください。

計画期間につきましては、国や県の上位計画に合わせ、健康増進計画及び食育推進計画が令和7年度から令和17年度までの11年間です。

また、自殺対策アクションプランにつきましては、令和11年度までの5年間としており、3つの計画ともに、おのおのの中間年度において中間評価を行うこととしております。

続きまして、29ページを御覧ください。

目指す姿と基本的な方向であります。

これまでの第1次及び第2次計画の考え方を継承し、「みんなが健康でともに支え合い 幸せの輪がつながるまち」を目指す姿としております。

全体目標は、健康寿命の延伸と生活習慣病の予防とし、次ページの30ページ上段の、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、東日本大震災津波等の経験を踏まえた健康づくりの4つを基本的な方向としております。

続きまして、93ページを御覧ください。

本計画の重点事項であります。

①の生活習慣病の予防や②のがん検診受診率の向上など、95ページまで7つの項目を重点項目として掲げております。

以上、元気活いき大槌21プラン（第3次）の策定について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

○

日程第4 報告第3号 「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る
報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第3号「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） それでは、内容について御説明いたします。

計画の2ページを御覧ください。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画であり、母子保健計画の内容も踏まえ、一体的に策定するものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間であります。

続きまして、37ページを御覧ください。

計画の基本理念であります。

これまでの第1期及び第2期計画の理念を継承し、「子育てで 築くきずな 地域の和～大槌の豊かな自然に囲まれて～」を基本理念としております。

続きまして、40ページを御覧ください。

計画の体系であります。

基本理念の下、子育てしやすい環境の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進、地域における子育て支援の充実、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実、支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進、母親と子どもの健康の確保及び増進の6つの目標を掲げるとともに、各基本施策を定め、具体的な取組を進めるものであります。

なお、基本施策につきましては、43ページから58ページまでの第4章において、施策

の展開として具体的な取組を掲げております。

続きまして、61ページを御覧ください。

第5章におきまして、第2期計画の実績、第3期計画における見込みと確保の方策、事業実施に対する考え方を78ページまで記載しております。

以上、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終わります。

○

日程第5 報告第4号 「大槌町教育大綱」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第4号「大槌町教育大綱」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの大槌町教育大綱を御覧ください。

今回の改訂は、下段の教育大綱基本方針「2050年の大槌をつくる教育を「ともに」につくる」とし、以下の8項目の方針を定めたものでございます。

以上、大槌町教育大綱の報告を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第4号を終わります。

○

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、お手元にお配りしました意見答申書のとおり、異議なしとして答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、本件は異議なしとして答申する

ことに決定いたしました。

○

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、お手元にお配りしました意見答申書のとおり、異議なしとして答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、本件は異議なしとして答申することに決定いたしました。

○

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第8、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、お手元にお配りしました意見答申書のとおり、異議なしとして答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、本件は異議なしとして答申することに決定いたしました。

○

日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第9、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」

の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、お手元にお配りしました意見答申書のとおり、異議なしとして答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、本件は異議なしとして答申することに決定いたしました。

議員の皆様申し上げます。日程第10、議案第2号から、日程第38、議案第31号までの採決は電子採決システムにより行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時14分

○

再 開

午前10時14分

○

○議長(小松則明君) 再開いたします。

日程第10 議案第2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めること
について

○議長(小松則明君) 日程第10、議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時15分

○

再 開

午前10時16分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第11 議案第3号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第3号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由等の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討論を終結し、採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○

日程第12 議案第4号 大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第4号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、内容を説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

改正部分はアンダーラインが引かれている箇所となります。

改正前、第13条の2中「国家公務員等の旅費に関する法律第3章」とあるものを、改正後は「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」と改め、引用先を改正するものであります。

施行年月日は令和7年4月1日であります。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第5号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第5号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、内容を説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

改正前第2条中、協働地域づくり推進課の事務分掌のうち、震災伝承に関する事項、地区集会所の管理運営に関する事項、大槌町城山公園体育館に関する事項、公民館の設置、管理及び廃止に関する事項を、改正後は文化活動交流施設へ移管するものであります。

施行年月日は令和7年4月1日であります。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○5番（白澤良一君） すみません。今回、条例の一部を改正するわけですけれども、大槌町では昨年の4月から、班体制から係体制に変わったわけですが、もちろん、そのときの状況によって、どんどん組織を改正していくことは当たり前ですけれども、班体制から係体制に変わって、私が考えた、指示系統とか事務処理系統がスムーズにいったい

ると、そのように感じておりますが、当局においてはどのような変化がされているのか、実感として感じているところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今年度から、課長補佐、係長制へ移行して、組織を運営している状況でございます。これまでの状況等を振り返ってみますと、これまでのところを見てみますと、やはり課長補佐、係長の職責に応じて、部下職員の指導であったり、業務の管理というものが、それぞれの職責に応じて、できてきていると捉えているところであります。

まだ今年度からスタートしたところで、まだ、それぞれの職員の伸び代というものはあるとは感じますけれども、組織力の向上にはつながっているものと捉えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○5番（白澤良一君） ありがとうございます。

それから、ちょっと2点目なんですけれども、2月12日開催の合同常任委員会の資料を見ているわけですが、来年度は正職員数が3名増員、そして今年度の218名から229名体制という御説明を受けました。職員数が増えることによって、私はもっと積極的な攻めの行政が図られるのではないかと期待しておりますが、町民の負託に応えられるような業務に取り組んでほしいと願っておりますが、これに対してコメントいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 各所属の人員体制等につきましては、毎年度、所属長ヒアリングを通して、当年度、それから次年度へ向けてのということで意見等を聞きながら、体制等を検討して進めているところでございます。人員につきましては、私が総務課に来た令和3年度に比べれば、少しずつではありますが、増やすことができ、体制とすれば強くなってきているのではないかなとは思いますが、まだ少し足りない部分もありますので、その辺はもう少し検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） 今回の、新しくなった公民館の設置に関する事項も含まれておりますけれども、新たに公民館の設置とか改廃とか、これも全部、交流施設の管理運営のほうに委託するということなわけですね。その辺、どのような話、公的な、公共の施設であり、公共的な運営を今までやってきた、そういうことで町側の管理というふうに

私は思っておりましたけれども、これは交流施設の管理運営になることによって、民間委託ではないですか。ちょっとその辺。課が移って、直営、それは変わらないということですね。それをちょっと、その辺。

○議長（小松則明君） では、総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。

現在、協働地域づくり推進課で業務を分担しております公民館事業であったり、管理運営の事業の部分について、文化活動交流促進センターで、その事務を執るように4月1日からなるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第6号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、内容を説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

第8条の3第2項は、所定外労働の制限に係る規定であり、深夜勤務、時間外勤務の制限について、現行「3歳に満たない子」と規定しているものを、「小学校就学の始期に達するまでの子」と改めるものでございます。

第4項は、要介護者を介護する職員の勤務制限についての準用規定であります。

次ページをお願いいたします。

第15条は、第17条第1項における配偶者等についての定義の追加であります。

第17条は、職員から介護についての申出があった場合における措置の規定であり、家族の介護について申出があったとき、両立支援制度等について、個別の周知、意向確認等を行うこと等、雇用環境整備の規定であります。

施行年月日は令和7年4月1日であります。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） この条例は、育児休暇、介護休暇の部分をまず決めているものと認識しています。

そこで、育児休暇、介護休暇の取得状況、まず教えていただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 時間かかりますか。人数的なところは。（「あるかないかというところで、まず」の声あり）総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、育児休暇等につきましては、職員等からの申出があった場合は、現在確認できているというか、ほぼほぼ取得ができています。女性の方については、まず間違いないということと、それから男性の育児の休暇、そちらの取得も積極的に取られていると、そういった状況にあります。

あとは、介護休暇につきましては、都度その職員からの相談等を受けて、休んでいる職員等もあるというのが事実でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 職員が、育児及び介護の申出があった場合は、まず休暇をもらっているということで了解しました。

まず、若い御夫婦の場合、とかくお母さんに育児の部分が負担としてありますので、男性職員が仮にそういう部分を取得する場合には、まず条例にのっとって、しっかりと対応していただきたいと思います。

そこで、次のページを見ていただきたいんですが、介護休暇というところは、まず職員のお父さん、お母さん、子供、奥さん、旦那さんというところで、あとは配偶者の父母ということなんですが、例えば、これはレアなケースだと思うんですが、孫である職員が、おじいさん、おばあさんと同居していると。孫ですよ、父さん、母さんがちょっと介護に従事できないという場合、孫である職員が、おじいさん、おばあさんの介護に従事する場合もレアとしてあると思うんですが、そういう場合は、その他規則で定めるものというところで対応できるのかどうなのかというところをまず教えてください。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時30分

○

再 開

午前10時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 大変申し訳ございませんでした。

規則を確認したところ、孫に当たる人も、おじいさん、おばあさんの介護は可能であります。また、あとは兄弟、姉妹も可能となります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第7号 大槌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第7号大槌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、内容を説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

番号法第2条第8項にカード代替電磁記録に係る規定が新設されたことにより、項ずれが生じたことに伴う改正となります。

施行年月日は令和7年4月1日であります。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第8号 大槌町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第8号大槌町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

第3条第1項各号ごとの定数を廃止し、審議会委員を10人としていた定数を12人以内とし、委員の選出区分を、知識経験を有する者、民間団体の役職員、その他町長が必要と認める者に改めるものであります。

第3条第2項は、委員の任期2年を諮問の審議終了までに改め、第3条第1項第2号の、民間団体の役職員の委員は、その役職を失したときは委員の職を失う規定を追加しようとするものであります。

附則については、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 今回、条例改正に伴って区分を見直すということなんだけれども、これはあえて見直す理由というものをちょっと教えていただきたい。充実を図るためと提案理由にありますけれども、具体的な理由を。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回、改正しようとした内容については、まず人数を若干増やしたいという部分で、この内容について周辺市町村の審議の構成内容をちょっと参考にいたしました。その場合、こういうような知識経験を有する者であったり、民間団体の役職員といった記載があり、それに対しての人数を固定していないと。今現在は、大槌では漁協団体とかに1

名とか、そういう固定されたものでありましたので、ちょっと流動性がないということ、あとは、その代表という者については、男性の高齢者が多い傾向にあるということ、そういうものを、今後の選任に当たっては流動性を持たせたいという理由が主であります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） これまでは専門的な知識を持つ方々が委員として選出されていたので、それが流動性という理由で、あえて専門性という枠を外して、知識経験を有する者というふうになるわけですから、逆にこれがマイナスにならないように努めていただきたいということと、もう一点、今回の改正によって、女性はここに参画するという形での認識でよろしいですか。もう一つが、これは公表するのかどうか、この審議内容の公表ですね、審議内容というのは、どこにおいて確認できるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、女性の参画については、当然そういう女性参画の推進という位置づけもありますので、なるだけ女性を入れるように、やはり、女性だからという区分を設けるといのが、なかなか憲法であったり、そういう部分での、あれもありますので、そういうもので、女性を増やしたいという部分の理由もありますので、それは実行していきたいと思えます。

審議内容についてであります、今回の条例は総合計画の審議会というものになります。これについては、今、後期計画が令和10年度までで、ある程度、2年をかけてつくりますが、令和9年度に審議会を開催し、審議をして、次の第10次の計画をつくっていくということになります。その審議の内容は、当然パブリックコメントであったり、あとは議会にも議決もいただくものでありますので、公表しながらやってきております。

それと関連して、今回なぜこの時期にやったかというのは、総合計画の外部評価の委員会の規定を町では設けております。その規定も、この審議会の委員構成を準用する形を取っておりましたので、今回そちらも併せて改正して、来年7月、8月に外部評価を毎年やっているんですけれども、この12人の構成員をもって外部評価をいただきたいという内容で今回やりました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 分かりました。詳しくありがとうございます。

今、女性の委員について言及ありましたけれども、これはぜひ女性参画という意味においても、こういった知識を、スキルの高い方々をぜひ選出して、委員にいただきたい。これは提言というか、要望して終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君） 町内外も入るのかな、広く人材を集めるということに関しては大変よろしいことだと思います。ただ、これを、その他町長が必要と認める者ということになってきたときに、町長の恣意的にならないように、そういうことも逆に考えられます。いいことはいいんですけれども、その辺はやっていると思うんですが、これは募集、任命という形になりますか。

○議長（小松則明君） 阿部議員、マイクを近づけるか、マスクを外すか、よろしく願いいたします。

○10番（阿部俊作君） 聞こえませんか。広く人材を集めるということは大変よろしいことだと思います。それで、その人材を任命、募集、これによってまた違ってくると思えますけれども、人によって、今の町長は公平になさるんですけれども、恣意的になるという可能性も懸念する部分もありますので、その辺、公平に集めることができればということで。それで、ちょっとお聞きしたいことは、公募であるか、任命であるかという部分で、その辺をよろしく願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

阿部議員の質問は、公募するかどうかといったような内容と捉え、答弁させていただきます。今現在では、公募というものは考えておりません。公募する場合は、公募委員ということでの条例の改正をやった上で公募することになります。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第9号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠君） それでは、内容について御説明いたします。次ページの新旧対照表をお開き願います。

1 ページから2 ページ中段までの第1条については、道路交通法の一部改正により、運転免許証に係る情報を個人番号カードに記録することができることとされたことに伴い、軽自動車税における身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の整備を行うものであります。

2 ページ中段からの第2条については、今回改正する各条文において引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、法人番号についての引用条文において、項の繰り下がりが生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

附則については、施行期日の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第10号 大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第10号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

今般の改正により、1ページ上段の条例第5条につきまして、第5項で引用している次条第2号が複数項になることから、次条第1項第2号に改正するものであります。

続きまして、2ページを御覧ください。

主な改正内容であります。

家庭的保育事業者等は、幼稚園または認定こども園などの保育所等との適切な連携確保が必要とされておりますが、認可要件の緩和により、保育所等との連携が確保できない場合については、家庭的保育事業者等の事業者同士の連携が可能とされたことに伴い、追加の改正を行うものであります。

具体的には、保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業A型もしくはB型、事業所内保育事業を連携施設として認めることについて、追加の改正を行うものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

職員の病気や休暇等により保育を提供することができない場合の代替保育について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要さないことなどについて、追加の改正を行うものであります。

続きまして、4ページ下段から5ページ中段までの第16条の食事の提供の特例についてであります。栄養士法の改正により、管理栄養士の受験資格として栄養士免許の取得が不要になったことに伴い、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合も要件が満たされるため、栄養士のほか管理栄養士を追加するなどの改正を行うものであります。

続きまして、5ページ下段から附則第3条、連携施設に関する経過措置についてであります。連携施設を確保できない場合の経過措置を延長し、15年とするものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第11号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第11号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

今般の改正に伴い、1ページの第2条及び第7条、2ページ上段の第37条につきましては、引用先について改正するものであります。

また、2ページ中段から5ページ下段までの第42条につきましては、先ほどの議案第10号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で御説明させていただきました連携施設に関する要件の改正と同様に、保育内容支援及び代替保育等に係る認可要件の緩和措置について改正するものであります。

5ページを御覧ください。

5ページ下段からの附則第3条、連携施設に関する経過措置につきましても同様に延長し、15年とするものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第12号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

栄養士法の改正に伴い、第163条第13項において、管理栄養士を追加するものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議お願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第12号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れ、ございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第13号 大槌町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第13号大槌町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(阿部文友君) それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

条例第2条は、下水道法第4条第2項の規定による大槌町公共下水道事業計画変更が認可されたことに伴い、排水人口に変更が生じたことから、排水人口8,500人を6,900人に改めるものであります。

条例第5条は、地方自治法が改正により条の番号ずれが生じたことから、法第34条において準用する規定を、地方自治法第243条の2の8第8項から、第243条の2の9第8項に改めるものであります。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定し、ただし書により、第5条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行すると規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第14号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第22、議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(阿部文友君) それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

第3条において、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されたことから、布設工事

監督者の資格要件を緩和するものです。これまで大学における土木工学科またはこれに相当する過程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業したと規定していたものを削除し、土木工学科またはこれに相当する課程を修めた者に改め、新たに機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を修めた者を追加し、短期大学等、高等学校等においても、機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を卒業した者を追加し、土木施工管理に係る1級の技術検定を合格した者を追加するものです。

また、実務に従事した経験について、新旧対照表に記載のとおり、年数を短縮するものです。

2ページの第4条に移ります。

第4条においては、水道技術管理者の資格要件を緩和するもので、前条と同様、資格対象を拡大するとともに、実務に従事した経験についても、新旧対照表に記載のとおり、年数を短縮するものです。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第23 議案第15号 大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第15号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。監査委員室長。

○監査委員室長（黒澤卓也君） それでは、内容について御説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

第3条、第11条及び第12条におきまして、地方自治法より引用する条文の繰下げが生じることから、所要の改正を行おうとするものであります。

附則といたしまして、施行期日を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） それでは、内容を説明いたします。

契約の目的は、大槌町防災行政無線設備更新工事であります。

契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号、東芝インフラシステムズ株式会社東北支社支社長、笥 崇彦であります。

変更内容は、契約金額について、変更前の契約金額5億685万80円を、2,375万1,640円に増額して5億3,060万1,720円に変更しようとするものです。

次ページの資料をお開き願います。

仮契約締結年月日は令和7年2月19日であります。

工事概要につきまして、工事場所は上閉伊郡大槌町地内一円、工事期間は令和5年11

月7日から令和8年3月20日までです。

施工概要は、記載しておりますアからコの設備の工事であります。

変更理由は、城山中継局から大森山簡易中継局を結ぶ回線工事と同報系屋外拡声子局の移設工事、また全国瞬時警報システム受信機の設置工事が追加となったため、請負金額の変更を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第17号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第17号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） それでは、内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、吉里吉里町営住宅改修工事。

2、契約の相手方、岩手県釜石市松原町一丁目7番2号、山崎建設株式会社代表取締役、山崎長也です。

今回変更する議決事項は、契約金額と工事期間でございます。変更前の契約金額5,720万円を、918万5,000円増額して6,638万5,000円に変更し、変更前の工事期間、令和7年3月15日を13日間付与して、令和7年3月28日にしようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は令和7年2月14日に行っております。

工事場所、上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目地内、工事期間、令和6年10月17日から令和7年3月28日までです。

変更理由は、現場実施精査の結果、外壁の欠損、塀の改修、廊下及びバルコニーの

床補修等、現場条件の変更に伴う施工数量の増を反映したために、請負金額の変更を行うものです。

次ページに、対象範囲を明示した立面図、平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○5番（白澤良一君） 何点かお尋ねします。

この住宅というものは震災後に建築されたと認識しているんですが、築何年でしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、震災後に一番最初にできた災害公営住宅となっております、ちょっと時期については記憶が定かでないところはありますけれども、平成25年の竣工だと認識しております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○5番（白澤良一君） ありがとうございます。

それで、工事は昨年10月17日から始まったという御説明ですが、4か月後に現場の実施精査の結果、補修箇所が見つかったと、その変更契約ですけれども、実施精査をしたのはどなたですか。工事業者なのか、それとも役所の職員なのでしょうか。そこをお尋ねします。

それから、これを単純計算すると約16%のアップですね。現場説明のときに、こういうところを気づかなかったのか。その点について、ちょっとお伺いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 今回の工事の内容については、外壁の塗膜を剥がした際に、目視では確認できなかったものが確認できたと。それを工事業者から相談がありまして、それを町の現場担当職員で実際に確認したと。したがって、詳細設計を行った際の目視検査では確認できなかった、外壁を剥がしたことによって、さらに中の細かいクラックとか浮きとか、そういったものが確認されたということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○5番（白澤良一君） 確認します。そうすると、これを精査したのは業者の方ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 業者さんから報告があったものを町で確認して、精査した結果、この変更数量を確定させたということになります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第26 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第19号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、総合整備計画書を御覧ください。

岩手県大槌町金沢辺地、辺地の人口356人、面積87.1キロ平方メートル。

辺地の概況。

辺地を構成する町又は字の名称は、大槌町金沢。

辺地の中心の位置、大槌町金沢第28地割29番地1。

辺地度点数、169点。

2、公共施設の整備を必要とする事情。

当該地域は、農林畜産業を基幹とする小集落が谷あいには散在しており、老朽化した橋梁の補修等を行い、地域住民の安全な通行を確保するとともに、安定した営農活動の基盤を強化する必要があります。

公共的施設の整備計画。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。

施設名は、市町村道・橋梁、町渡橋補修工事、下屋敷山母森線2号橋補修工事を予定しております。

事業主体は町、事業費は5,751万9,000円。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第27、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、総合整備計画書を御覧ください。

岩手県大槌町徳並辺地、辺地の人口345人、面積26.46キロ平方メートル。

1、辺地の概況。

辺地を構成する町又は字の名称、大槌町小鎚字徳並、札場、種戸、一ノ渡、蕨打直、曾根。

辺地の中心の位置、大槌町小鎚第17地割字曾根36番地4。

辺地度点数は、103点。

2、公共施設の整備を必要とする事情。

当該地域は、山間を流れる小鎚川と種戸川に沿った山腹斜面に集落が形成されており、老朽化した橋梁の補修等を行い、地域住民の安全な交通と生活の利便を図る必要があります。

公共的施設の整備計画。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。

施設名は、市町村道・橋梁、水境橋更新工事を予定しております。

事業主体は町、事業費は1,454万6,000円。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第21号 令和6年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第28、議案第21号令和6年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

2款地方譲与税、補正額580万6,000円の増は、森林環境譲与税の増であります。

10款地方交付税、補正額7,607万4,000円の増は、令和6年度普通交付税の再算定による追加交付等によるものであります。

12款分担金及び負担金、補正額87万6,000円の減は、水道事業会計負担金の減であります。

14款国庫支出金、補正額2億4,232万4,000円の減は、各種国庫負担金補助金事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

15款県支出金、補正額6,035万7,000円の減は、各種県負担金補助金事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

16款財産収入、補正額1,592万1,000円の減は、公営住宅の土地建物売払い収入の決算見込みによる減額等であります。

17款寄附金、補正額366万4,000円の増は、災害の記憶を風化させない事業基金寄附金等であります。

18款繰入金、補正額6億4,493万4,000円の減は、基金を財源とした各種事業の本年度見込額を精査した結果及び前年度繰越金等による財源調整による減額等であります。

19款繰越金、補正額4億59万9,000円の増は、前年度繰越金であります。

20款諸収入、補正額251万4,000円の増は、市町村振興交付金等であります。

2ページをお願いいたします。

21款町債、補正額6,110万円の減は、起債事業の事業費精査による減であります。

3ページをお願いいたします。

歳出。

1款議会費、補正額518万4,000円の減は、議員報酬等であります。

2款総務費、補正額1,142万6,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

3款民生費、補正額1億587万9,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

4款衛生費、補正額2,759万1,000円の減は、水道事業会計負担金、定期個別予防接種B類委託料、岩手沿岸南部広域環境組合負担金の減であります。

6款農林水産業費、補正額4,058万7,000円の減は、各種事業の本年度見込額を精査した結果による減額等であります。

7款商工費、補正額2億2,834万2,000円の減は、地場産業拡大支援補助金等の減であります。

8款土木費、補正額8,314万4,000円の減は、町道吉里吉里10号線道路新設工事を令和7年度施工に変更したこと、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

9款消防費、補正額427万2,000円の増は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用した防災備品の整備による増であります。

4ページをお願いいたします。

10款教育費、補正額3,017万3,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

12款公債費、補正額880万1,000円の減は、災害援護資金貸付金償還金等の減であります。

す。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。追加。

事業名及び金額の順に読み上げます。

(仮称) みんなのひろば整備事業1,375万円。

(仮称) 鎮魂の森整備事業1億6,117万1,000円。

農業振興費374万円。

企業立地促進事業7,898万5,000円。

地震津波対策事業1,800万円。

地域防災緊急整備事業550万円。

農業施設災害復旧事業2,793万1,000円。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

三陸鉄道運行支援事業1,310万円、1,270万円。

道路橋梁整備事業1億620万円、5,810万円。

指定避難所環境整備事業1,070万円、590万円。

公共施設等適正管理推進事業5,790万円、5,010万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,685万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,361万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。追加。進行いたします。

6ページ、第3表地方債補正。変更。進行いたします。

9ページをお開きください。

歳入。

2款地方譲与税4項森林環境譲与税。進行いたします。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

12款分担金及び負担金 2項負担金。進行いたします。

14款国庫支出金 1項国庫負担金。進行いたします。

10ページに移ります。

2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金 1項県負担金、11ページ中段まで。進行いたします。

2項県補助金、12ページ上段まで。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

16款財産収入 1項財産運用収入、13ページ上段まで。進行いたします。

2項財産売払収入。進行いたします。

17款寄附金 1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金 2項基金繰入金、14ページ下段まで。進行いたします。

19款繰越金 1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入 3項貸付金元利収入。進行いたします。

4項雑入。進行いたします。

21款町債 1項町債、15ページ上段まで。

歳入を終わります。

16ページをお開きください。

歳出に入ります。

1款議会費 1項議会費。進行いたします。

2款総務費 1項総務管理費。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 一般管理費、上段のアナログ規制の点検・見直し支援業務の委託料について伺います。

これは、アナログ規制の点検、対面の対応というか、その業務の改善と認識しているんですけども、この委託の業務内容を教えていただきたい。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） アナログ規制の業務委託につきましては、当初の予算で、デジタル技術によって代替できる作業等で、人力で行う、法令で規定されているものについて、デジタル技術が活用できるように条例を改正しようということで、当初の予算で業者さんに洗い出し等を行って、改正する予定でございました。しかしながら、現在、当町で使用している例規システムで、その取扱いについて業者さんからの説明を受

けたところ、自分たちで洗い出しができる機能等が有しているということも判明しましたので、それを自分たちの手で洗い出しをして、例規改正をしようということで方針変更したので、今回は業者に委託する部分については予算を減として、これから自分たちの手で作業を進めようというところをやっているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） ちょっと難しいところを聞くんですけども、これはたしか国の指導というか、国が率先して進めている内容だと思うんですけども、これによって何かしら職員の業務の改善というものは見込まれるのでしょうか。どういった改善が見込まれるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 職員の業務の改善についてなんですけれども、現在の条例等では、職員が自ら現地に行って点検しなければいけないであったりだとか、目視をしなければいけないであったりだとか、そういった人的なところが条例等で規制されているものがあると推測しております。

現在のデジタル技術を使って、要は人に替わって機械で、要はドローンを使ってみたいりだとか、そういうデジタル技術を活用して点検ができるように条例等を改正するであったりだとか、そういったことができるようにすることが目的ということになりますので、その分については、人的な部分で職員の負担の軽減等が図られることも期待できるというものになります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 一般管理費、給料のところちょっと聞くんですけども、この補正を見ていて、いつもこの表はあるんですが、ちょっと37ページ、職員給料の内訳が載っているんですが、37ページが級別職員数が載っていて、職員のキャリアとか、それに応じて1級から7級まで分布があると。今度は38に行くと、昇給ということで、今年昇給した人数、例えば1号上がる、2号上がる、3号上がるというって、4号が一番多いので、これが標準なのかな、前にも一般質問でちょっとこの辺やったんですけども、ちょっとあれなのが、6号上がるとか、8号上がるとかという、8号上がる、突出しているわけですね。それだけ職員の業務成績がよくて、これだけ上がると。人事考課が始まっているわけだし、この標準を4つ上がるとしているのであれば、8上がるという職員の業務評価、人事考課というものはどのようなスケール、物差しがあるのかとい

うあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 8号級の部分につきましては、人事考課ではなくて、定期昇給の部分で、ある年代になると割増しで昇給する部分が出てきます。若手の職員になりますけれども、その部分になります。

人事考課とかになってくると、通常は4号俸の昇給になりますけれども、プラス1であったりだとか、プラス2であったりだとかというところになると見ていただければと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 失礼しました。昨今、毎年のように、やっぱり若年層の給料を上げたいと。ベテランの人はそんなに上げなくてもいいみたいな風潮があって、そういう幅の中で、ある一定のキャリアと年齢になったときに上がれば、8号上がる職員が、この程度の人数がいるというようなことの解釈ですよ。

それと、今年から課長補佐とかが増えた関係で、班長に替わるもので、この4に当たる人の人数が増えていったというものの解釈でよろしいですよ。

○議長（小松則明君） 発言を許可してから。もう聞いたから、いいんですけども。芳賀 潤君、3回目です。

○12番（芳賀 潤君） 1回目の質問の答弁がちょっと曖昧だったので。若年層がというのは分かりました。

もう一つ、役場における人事考課の在り方として、例えば自己評価があって、上司の評価があって、管理者評価があるのか。我々はそういう組織なんですけれども、最終的には、まず自己評価をきちっと分析している職員がいて、それを直属の課長なのか、係長なのか、課長補佐なのか分析して、それを、ここが一番上は誰なんだろうね。副町長が査定するのか分からないけれども、そういう考課があって行って、4つ上がりますよ、プラス1つ上がりますよとかというものが、行政、役場、公務員のやり方なんですか。それとも、別な方法も一つあるんでしょうか。

例えば、業務評価によって、能力評価で、あんまり民間ではないので、売上げとか関係ないと思うんですけども、プラスアルファの部分、結局、我々民間であれば一生懸命、みんな一生懸命頑張っているんだけど、簡単に言うと、営業する会社であれば、営業成績が伸びれば賞与に反映させるところもあれば、基本給ベースで反映させる

ところもあるんですけども、そういう在り方というものはどうなっているんでしょうか。人事考課と給料のあてがい方。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 当町の人事評価につきましては、業績評価と、あとは能力評価と、2つの項目で評価いたします。

業務の評価につきましては、年度の期首、当初に、それぞれの職員の持っている業務について、年度末にはここまでできるようにしますといった目標を定めて、その進捗状況等で評価をするというものになります。

それと、能力評価につきましては、各職責に応じた能力ということで、部下職員を見る能力がどの程度あったとか、あとは業務を進める上での知識であったりだとか、その辺がどの程度身につけているかといったところで評価をいたします。

その評価については、業績評価につきましては、まず自分での自己評価がございます。自己評価をした上で、直属の上司、課長と面談をしながら、今度は課長の評価、それが終わると今度は副町長の評価と、そういった流れで評価をするというものになります。その結果、通常の昇給以上に、業績がよければ通常の昇給よりもプラス1号多く昇給できるような職員が評価結果で出てくるであったりだとか、そういった進め方でやっております。

評価については、全て評価して行って、数値で全部出てくる形になっていて、総合の数値でもって、B評価であったりだとか、A評価であったりだとか、そういった評価結果が出てくるという仕組みとなっております。

○議長（小松則明君） 2項徴税费、18ページ上段まで。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費、19ページ上段まで。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。20ページ上段まで。

2項児童福祉費、21ページ上段まで。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費、22ページ下段まで。芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 農業振興費のところ、前は熊とか鹿とかいっぱい大変だった

ということで、今回この遠隔も減額になっているし、死骸処理も減額になっているということは、やはり5年度と比べて6年の見込みはあったんだけど、出没件数が少なくて、このような減額になっているのか、それとも5年の実績を基にしながら、6年度割増しして計上した関係からだったのか、その辺。

それと、今年の状況について、少しお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

予算につきましては、令和5年度を参考にしております。今回、事業の予算減額につきましては、今年度の実績見込みが立ったことで減額しております。例えば、熊の捕獲については、令和5年度は12頭、今年度については5頭ということで、捕獲件数も減っていることから、減額しているところでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費1項商工費、24ページ上段まで。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費、25ページ上段まで。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費、進行いたします。

9款消防費1項消防費、26ページ上段まで。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費、27ページ上段。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 小学校費、また次の中学校費、義務教育学校費にも共通して言えることなんですが、扶助費は結構減額になっています。以前に聞いたときは、補助金の絡みがあるから、少なく見積もった場合、お金が足りなくなった場合、補正でもらえないので、少し多めに見ているというような話を聞いた記憶があるんですが、それにしても義務教育学校費等は390万円ほども減額になっているところで、この部分を含めて少し多めに見込んでいたのか、それとも対象人数が減っているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

まず、事前に認定する前に申請しなければならないということがございますので、多めに、やはり申請いたします。

それと、実際に援助する児童生徒数ですが、御家庭が若干減っておりますので、このぐらいの差額になっております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費、29ページ上段まで。進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

12款公債費1項公債費、30ページ上段まで。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時55分

○

再 開

午後 1時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第29 議案第22号 令和6年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第29、議案第22号令和6年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター所長（小笠原純一君） それでは、内容について説明を

いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

9款繰越金、補正額7,175万8,000円の増は、前年度からの繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、補正額55万円の増は、特別調整交付金申請データ抽出業務委託料の追加によるものであります。

2款保険給付費、補正額4,553万6,000円の増は、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の保険者負担分の補正であります。

9款諸支出金、補正額2,567万2,000円の増は、保険給付費等交付金の精算に伴う返還金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,175万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,705万円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第30 議案第23号 令和6年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第30、議案第23号令和6年度大槌町介護保険特別会計補正予

算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長(岡本克美君) 内容について御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入。款の名称、款の補正額、補正内容の順に御説明いたします。

1款保険料390万円は、介護保険料です。

3款国庫支出金1,915万1,000円は、介護給付費負担金等でございます。

4款支払基金交付金1,747万6,000円は、介護給付費交付金です。

5款県支出金968万5,000円は、介護給付費負担金です。

6款財産収入8万5,000円は、基金預金利子です。

7款繰入金1,276万6,000円は、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金です。

2ページをお開き願います。

歳出。款の名称、款の補正額、補正内容の順に御説明いたします。

1款総務費34万9,000円は、人事院勧告に伴う介護認定審査会共同設置負担金の増です。

2款保険給付費6,480万円は、施設及び地域密着型介護サービスの利用実績に伴う保険給付費の増です。

6款基金積立金8万5,000円は、介護給付費準備基金利子積立金です。

8款諸支出金217万1,000円の減は、実績に伴う介護保険料還付金の減です。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,306万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,896万1,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。5ページ、6ページ、一括します。進行いたします。歳入を終わります。

歳出。7ページ、8ページ、一括します。芳賀 潤君。

○12番(芳賀 潤君) 保険給付費のところ、ちょっと総括でお尋ねします。

居宅介護サービスが1,100万円の減、地域密着が4,800万円の増、施設が3,100万円の増と、これは5年度が結構コロナの影響があったと承知しているんですけども、5年度と6年度を比較して、それが回復傾向にあったからなのか。それとも、また別な要因

なのか。お聞かせください。

○議長（小松則明君） 長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長(岡本克美君) お答えいたします。

最近の動向でございますけれども、施設給付費が、令和5年度は施設入所者が約170人ございましたけれども、令和6年度に入りまして、10人ほど増加してございます。その影響でございます。

それから、地域密着型サービスも、町内のデイサービスが地域密着型に移行したということと、それからグループホームが満床で入所してございます。その影響で給付費が増加してございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第31 議案第24号 令和6年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第31、議案第24号令和6年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(阿部文友君) それでは、内容について御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和6年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条令和6年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、補正予定額111万8,000円の減。計3億216万1,000円。給水収益

及び長期前受金戻入の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額1,175万8,000円の減。計3億5,482万円。動力費、委託料などの精査に伴う減額であります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額2,094万6,000円の減。計2,210万8,000円。企業債、他会計負担金の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額3,089万1,000円の減。計1億3,219万7,000円。設計業務委託料及び工事請負費の実施精査に伴う減額であります。

第4条予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

企業債の目的、配水施設整備事業。補正前の限度額2,600万円を補正後は1,350万円減額して、限度額を1,250万円に変更するものです。

企業債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額1,806万5,000円を1,181万5,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。

第4条企業債補正。

5ページに進みます。

令和6年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、5ページ、6ページ全部。

7ページに移ります。

令和6年度大槌町水道事業会計予定損益計算書、7ページ、8ページ全部です。進行いたします。

9ページに進みます。

令和6年度大槌町水道事業予定貸借対照表、10ページ上段まで。進行いたします。

負債の部、11ページ上段まで。進行いたします。

資本の部。進行いたします。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益 1 項営業収益、12ページ全部です。進行いたします。

13ページ、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用、13ページ全部。進行いたします。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 1 項企業債。進行いたします。

4 項負担金。進行いたします。

15ページに移ります。

支出。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、15ページ全部です。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第32 議案第25号 令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を
定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第32、議案第25号令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算
（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） それでは、内容について御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに
よる。

第2条令和6年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支

出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額3,200万1,000円の減。計6億9,777万6,000円。公共下水道使用料、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入の精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額85万2,000円の減。計1億8,383万3,000円。漁業集落排水使用料、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額1,704万7,000円の減。計7億1,273万円。動力費、委託料などの精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額85万2,000円の減。計1億8,383万3,000円。動力費、委託料などの精査に伴う減額であります。

次ページに移ります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額1,004万円の減。計4億3,005万5,000円。企業債、他会計補助金、他会計出資金、他会計負担金の精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入、補正予定額914万7,000円の減。計5,854万9,000円。他会計補助金、他会計出資金、他会計負担金の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、補正予定額1,436万6,000円の減。計5億545万円。工事請負費、路面復旧費の実施精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的支出、補正予定額906万円の減。計8,725万円。委託料、工事請負費の実施精査に伴う減額であります。

第4条予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業。補正前の限度額6,280万円を補正後は840万円減額して、限度額を5,440万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費

3,516万8,000円を3,416万8,000円に改める。

第6条予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6億3,996万1,000円を6億585万4,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第4条企業債補正。進行いたします。

8ページをお開きください。

令和6年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、8ページ、9ページ全部です。進行いたします。

10ページをお開きください。

令和6年度大槌町下水道事業予定損益計算書、10ページ、11ページ。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 11ページの下段、当年度純損失というところで813万5,000円ほど、まず見込まれて計上されていますが、この数字なんです、年度初め、年間大体このぐらいではないかという見通しは担当課でお持ちでしょうが、813万5,000円という数字は当初の見込みと比べてどうなのかというところをまず教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） 当初では純利益を計上、見込んでいましたが、最終的に費用等の精査と、あと繰出金等のところを精査いたしまして、損失を計上しました。繰出金の分を極力大きくしないようにというところで調整を図って、やむを得ず損失の見込みを立てたところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 一般会計からの応援を少し少なくするために、公営企業会計ではこのような数字になったということは理解できました。

そこで、この春からですか、使用料のまず値上げというところがもうすぐ、そこに近づいているわけですが、仮に来年度で使用料の値上げをした分はというふうに、まずなるんでしょうね、今のような推移で行った場合。繰り出しがまず減るということはもちろんだと思うんですが、どのように見込んでいますか。

○議長（小松則明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） 金額というよりも考え方の部分で申し上げたいと思いま

すが、まず議員おっしゃるとおり、繰出金を幾らかでも一般会計の負担を少なくするために引き下げたいというところで、今回の使用料の改定の目的の一つに、固定費部分等は使用料で賄うというところ、あとは将来に向けての更新費用の部分を幾らかでもプールしたいというところがございます、来年度の引上げに至っているというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） ちょっとこれは細かい話なんです、先に審議された上水道の場合は、この部分を当年度純利益という表示の仕方をしてしています。下水道の部分は、当年度純損失という表示の仕方をされているんですが、そこには法律の関係があるのかどうかというの、ちょっと勉強していませんが、これはやっぱり、もし公営企業法が一緒なのであれば、同じような表示をするべきではないのかなというような、まず、ちょっとしたところで気がつきました。

最後になりますが、先般の他県での下水道の大きな穴が開いたということで、本当に閉じ込められているドライバーの方が本当に一日でも早くという思いは皆さんお持ちだと思っております、ある人間から聞かれたんですが、大槌はああいうような大規模な本管が入っていないというものの、実際に大槌町の部分、本管の太さ、あるいは道路のへこみ具合等々はないと思うんですが、その部分をやっぱりまず、この機会ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） まず初めに、損益計算書の損益等の記載の部分ですが、確かに純利益と記載してみたり、純損失と記載していたりと、ちょっとこの辺を再度、政令等確認いたしまして、どちらかに極力、上水道と下水道と表示が異なることのないように、記載方法をちょっと改めて調査して、統一できるものであれば統一してまいりたいと思います。

2点目の、下水道の管の老朽等に伴う陥没だとかというところの部分ですが、道路の部分に関しては地域整備課と協議したりとかして、どちらかの会計で補修費用とか負担したりとかという形で修繕等は行っております。点検等に関しては、昨年度、マンホールポンプ場とかというところを下水道で15か所だったと思いますが、そういったところに関しては5年ごとの点検が義務づけられておりますので、これに基づいた点検を行っております。

- 議長（小松則明君） 径の一番太いところでどのぐらいあるのかという。
- 上下水道課長（阿部文友君） 径で一番大きいところでは700。（「70センチか。了解です」の声あり）
- 議長（小松則明君） 12ページ、令和6年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、13ページ上段まで。

負債の部。進行いたします。

14ページ、資本の部。

16ページに進みます。

収益的収入及び支出。

収入。16ページ、17ページ、一括します。進行いたします。

18ページ、支出。一括します。進行いたします。

19ページ、資本的収入及び支出。

収入。19ページ全部。進行いたします。

20ページに入ります。

20ページ、これは全部。進行いたします。

21ページ、支出。全部。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第33 議案第26号 令和7年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第34 議案第27号 令和7年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第35 議案第28号 令和7年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第36 議案第29号 令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定める

ことについて

日程第37 議案第30号 令和7年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第38 議案第31号 令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第33、議案第26号令和7年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第38、議案第31号令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の白澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 1時37分

